

鳥獣被害防止施設設置補助制度

春日井市鳥獣被害防止対策協議会

農業を営む方が、有害鳥獣による農作物の被害を最小に抑えるために設置する柵などの経費を補助します。

○対象者

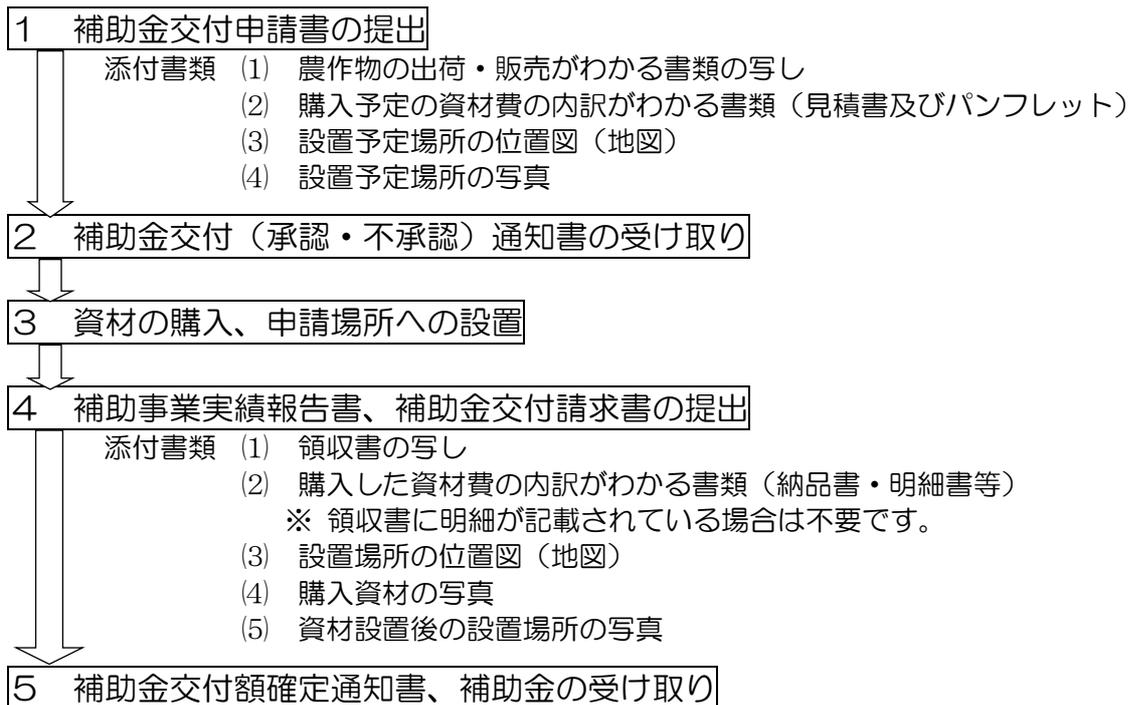
イノシシによる被害を防止するため、新たに電気柵、ワイヤーメッシュ柵等（以下「防止施設」という。）を設置する農業者で、次の条件を満たす方です。

- 1 防止施設を設置する農地の所在が春日井市内であること。
- 2 農作物を出荷又は販売していること。

○補助金の額

防止施設の設置に要する資材費に対して補助をします。
補助金の額は、資材費の2分の1以内で、上限は10万円です。

○補助金交付までの流れ



○留意事項

- 1 設置する防止施設は、有害鳥獣防除の目的以外に使用しないでください。
- 2 防止施設の資材の購入や設置は自分で行ってください。
- 3 防止施設は、所有権または耕作権を有する農地に設置してください。
- 4 当該補助金の申請は、1世帯につき1年度あたり1回までとします。

（連絡先）春日井市産業部農政課内
春日井市鳥獣被害防止対策協議会
TEL 85-6236（直通）
FAX 84-8731